

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第99期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	エスビー食品株式会社
【英訳名】	S & B FOODS INC .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 雅也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町18番6号
【電話番号】	(03) 3668-0551 (代表)
【事務連絡者氏名】	会計業務管理室室長 寺尾 隆一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区宮本町38番8号
【電話番号】	(03) 3558-5531 (代表)
【事務連絡者氏名】	会計業務管理室室長 寺尾 隆一郎
【縦覧に供する場所】	エスビー食品株式会社 板橋スパイスセンター (東京都板橋区宮本町38番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第3四半期 連結累計期間	第99期 第3四半期 連結累計期間	第98期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	98,785	98,714	126,722
経常利益(百万円)	4,603	4,349	4,647
四半期(当期)純利益(百万円)	2,673	1,721	1,249
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,398	1,878	1,602
純資産額(百万円)	27,711	28,285	26,916
総資産額(百万円)	99,269	99,989	94,970
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	76.86	49.53	35.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	27.92	28.29	28.34

回次	第98期 第3四半期 連結会計期間	第99期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	57.52	21.60

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第98期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社及び連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による低迷から緩やかに回復しつつあるものの、欧州の債務危機を背景とした世界経済の減速懸念や円高の進行などから、先行きは不透明な状況となりました。

食品業界におきましては、大震災による影響が残るなかで、お客様の節約志向が依然として続くとともに、食品の安全性への対応がより一層求められました。

このような状況のなかで、当社、連結子会社及び持分法適用会社は、企業理念「真の顧客満足の追求」のもと、お客様の視点に立って、強みでありますスパイスとハーブを核とした事業活動を推進してまいりました。また、製品の安定供給に努め、食品メーカーとしての社会的使命を果たすべく活動してまいりました。

セグメント別の業績は、以下の通りであります。

食料品事業

スパイス&ハーブにおきましては、シーズニングスパイスが引き続き順調に推移いたしました。即席は、主力製品の「とろけるカレー」が売上を伸ばいたしますとともに、新製品の「濃いシチュー」もご好評をいただきました。香辛調味料におきましては、中華調味料の李錦記ブランド製品が順調に推移いたしました。ラー油関連製品につきまして前年同期実績の反動がありました。インスタント食品その他では、アネージブランドのパスタが売上に寄与いたしました。無菌包装米飯の主力工場が震災による影響を受けましたことから、全体としての売上高は減少いたしました。

以上の結果、食料品事業の売上高は、前年同期比1億95百万円減の911億42百万円（前年同期比99.8%）となりました。

その他

調理麺が堅調に推移するなど、調理済食品が前年同期実績を上回りましたことから、その他の売上高は、前年同期比1億24百万円増の75億72百万円（同101.7%）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同期比70百万円減の987億14百万円（同99.9%）となりました。営業利益は前年同期比5億52百万円減の47億15百万円（同89.5%）、経常利益は前年同期比2億53百万円減の43億49百万円（同94.5%）、四半期純利益は、法人税率の引下げに伴う繰延税金資産の取崩しによる影響などから、前年同期比9億52百万円減の17億21百万円（同64.4%）となりました。

(2) 財政状態

資産は、前連結会計年度末と比較して50億19百万円増加し、999億89百万円となりました。これは主に、貸付金の貸付・回収による差引12億19百万円の減少などがあったものの、売上債権の増加65億71百万円などがあったことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して36億50百万円増加し、717億3百万円となりました。これは主に、仕入債務の増加16億53百万円、短期借入金の増加21億40百万円などがあったことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して13億69百万円増加し、282億85百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加12億38百万円などがあったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

基本方針の内容

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念に基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、及び、当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

基本方針実現のための取組み

ア．基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

食品業界においては、食の安全・安心、少子高齢化、環境問題といったさまざまな課題があります。こうしたなかで、当社は「SPICE & HERB」のコーポレートシンボルのもと、自然の恵みであるスパイスとハーブを事業の核として、お客様にとって豊かさや潤いのある生活をご提案してまいりました。

当社におけるスパイスとハーブを核とした事業は、自然の恵みであるスパイスとハーブが自然志向、健康志向のなかでその機能が注目を集め、その将来性が大いに期待されることです。

健康的な食生活をサポートする製品の提供と食の安全性や環境に配慮した生産体制を追求している当社にとっては、こうした事業の方向性を強化していくことで、広く社会に受け入れられる企業として成長することができるものと考えております。

そして、スパイスとハーブを核とした事業を推進するなかで、当社の強みをさらに強みとして高めていくことが、当社の企業価値または株主共同の利益の一層の向上に繋がっていくものと考えております。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月27日開催の第95期定時株主総会における関連議案のご承認をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の第98期定時株主総会において、近時の諸環境の変化を踏まえて一部変更の上、更新いたしました。（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、大規模買付ルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続き及び内容を定めております。

なお、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

本プランの詳細及び用語の定義につきましては、当社ホームページ（URL <http://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html>）をご覧ください。

上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア．基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従いまして、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、以下の理由により、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

- ・ 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。
- ・ 平成23年6月29日開催の第98期定時株主総会における、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する旨の議案の承認可決をもって本プランに更新しております。
- ・ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものとして、対抗措置を発動する必要があると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしております。
- ・ 当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社において取締役の期差任期制は採用していません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、6億12百万円であります。なお、セグメント別の研究開発費の金額は、食料品事業5億71百万円、その他41百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	88,000,000
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,885,585	34,885,585	東京証券取引所市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	34,885,585	34,885,585	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	34,885,585	-	1,744	-	5,343

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 61,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,725,000	69,450	-
単元未満株式	普通株式 99,085	-	-
発行済株式総数	34,885,585	-	-
総株主の議決権	-	69,450	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エスピー食品株式会社	東京都中央区日本 橋兜町18番6号	61,500	-	61,500	0.18
計	-	61,500	-	61,500	0.18

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、日栄監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,947	14,241
受取手形及び売掛金	23,599	30,171
商品及び製品	4,207	5,077
仕掛品	1,339	1,389
原材料及び貯蔵品	3,750	3,584
その他	9,175	7,735
貸倒引当金	1,116	1,021
流動資産合計	54,903	61,178
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,657	10,246
機械装置及び運搬具(純額)	4,976	4,951
土地	10,219	10,102
その他(純額)	1,655	1,794
有形固定資産合計	27,509	27,095
無形固定資産		
のれん	26	23
その他	527	555
無形固定資産合計	553	579
投資その他の資産		
投資有価証券	4,280	4,046
その他	8,502	7,878
貸倒引当金	778	788
投資その他の資産合計	12,003	11,136
固定資産合計	40,067	38,810
資産合計	94,970	99,989

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,885	12,539
短期借入金	21,980	24,120
未払法人税等	675	831
賞与引当金	1,184	608
その他	9,538	10,910
流動負債合計	44,264	49,010
固定負債		
長期借入金	14,269	14,059
退職給付引当金	6,002	6,134
債務保証損失引当金	218	277
資産除去債務	140	134
その他	3,158	2,086
固定負債合計	23,789	22,693
負債合計	68,053	71,703
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,744	1,744
資本剰余金	5,344	5,344
利益剰余金	23,793	25,031
自己株式	81	103
株主資本合計	30,800	32,016
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	194	171
土地再評価差額金	4,031	3,846
為替換算調整勘定	46	55
その他の包括利益累計額合計	3,883	3,731
純資産合計	26,916	28,285
負債純資産合計	94,970	99,989

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	98,785	98,714
売上原価	54,915	55,354
売上総利益	43,869	43,359
販売費及び一般管理費		
販売促進費	22,901	23,227
その他	15,700	15,417
販売費及び一般管理費合計	38,601	38,644
営業利益	5,268	4,715
営業外収益		
受取利息	62	68
受取配当金	105	112
不動産賃貸料	40	36
貸倒引当金戻入額	-	3
その他	101	117
営業外収益合計	309	338
営業外費用		
支払利息	504	495
貸倒引当金繰入額	415	162
為替差損	33	18
その他	19	27
営業外費用合計	973	704
経常利益	4,603	4,349
特別利益		
固定資産売却益	2	2
投資有価証券売却益	13	1
その他	16	2
特別利益合計	33	6
特別損失		
固定資産除却損	35	23
減損損失	15	167
投資有価証券評価損	0	165
ゴルフ会員権評価損	-	36
貸倒引当金繰入額	-	24
債務保証損失引当金繰入額	-	59
災害による損失	-	32
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	69	-
その他	21	27
特別損失合計	142	537
税金等調整前四半期純利益	4,493	3,819
法人税、住民税及び事業税	1,771	1,555
法人税等調整額	48	542
法人税等合計	1,819	2,098
少数株主損益調整前四半期純利益	2,673	1,721
四半期純利益	2,673	1,721

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,673	1,721
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	258	23
土地再評価差額金	-	188
為替換算調整勘定	17	8
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	275	157
四半期包括利益	2,398	1,878
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,398	1,878
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については36%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は334百万円減少し、法人税等調整額は349百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務は次の通りであります。	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務は次の通りであります。
(株)サンバード 431百万円 大連愛思必食品有限公司 115百万円 (株)エフ・アール・フーズ他1件 10百万円 合計 557百万円	(株)サンバード 372百万円 大連愛思必食品有限公司 115百万円 (株)エフ・アール・フーズ他1件 2百万円 合計 489百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 2,013百万円	減価償却費 1,956百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	243	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	243	7	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	243	7	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月2日 取締役会	普通株式	243	7	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	食料品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	91,338	7,447	98,785	-	98,785
セグメント間の内部売上高又は振替高	17	23	41	41	-
計	91,355	7,470	98,826	41	98,785
セグメント利益	5,022	211	5,233	34	5,268

(注)1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調理済食品、外食事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額の内容は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	当第3四半期連結累計期間
セグメント間取引消去	34
合計	34

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	食料品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	91,142	7,572	98,714	-	98,714
セグメント間の内部売上高又は振替高	16	22	38	38	-
計	91,158	7,594	98,753	38	98,714
セグメント利益	4,471	210	4,681	34	4,715

(注)1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調理済食品、外食事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額34百万円は、セグメント間取引消去34百万円であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 (固定資産に係る重要な減損損失)

「食料品事業」セグメントにおいて、地価の継続的な下落等により回収可能価額が帳簿価額を下回っている遊休資産に関し、減損損失を計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては167百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	76円86銭	49円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,673	1,721
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,673	1,721
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,786	34,753

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

- 1) 中間配当による配当金の総額 243,769,491円
- 2) 1株当たりの金額 7円
- 3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

(注) 平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

エスビー食品株式会社
取締役会 御中

日栄監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 國井 隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 腰越 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエスビー食品株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エスビー食品株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。